

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成11年 法律第156号）第7条第1項^(注)の規定に基づき、「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しました。

修正の要旨は以下のとおりです。

1. 修正の目的

平成19年10月の内閣府告示による指定行政機関の変更等を踏まえ、所要の修正を行いました。

2. 修正年月日

平成20年8月28日

3. 修正の主な内容

- (1) 内閣府告示による指定行政機関の変更に伴う指定地方行政機関の定義の修正
- (2) 当社（本社）組織改正に伴う修正

以 上

(注) 「原子力事業者防災業務計画」は、原子力災害対策特別措置法により、毎年、検討を加え、必要があると認められる場合は、自治体と協議のうえ修正し、主務大臣に届出することが義務づけられています。